時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

第三千六百五十三號
明治廿六年五月十二日 金曜日 (己酉)
(西暦一千八百九十三年)

青年俳優の奬勵
時事新報の金牌

演劇は文明の華なり俳優は文明の人なり復た凡俗世界の玩弄物に非ず既に文明の人とあれば其技術も亦百般の文明事業と共に歩を與にして駸々上進すべきは論を俟たず左れば梨園の巨擘市川團十郎、尾上菊五郎、市川左團治等凡そ老鍊の輩は藝道既に已に大成して世間自から一定の評論あれば特に喙を容る可き限りにあらざれども其以下の後進生は則ち然らず日夜勉勵先輩の轍尾に就て進まんとする其趣は正に是れ春風に開くの花蕾に比するの韋一夜の間に面目を改めて人を驚かすもの多し依て時事新報社は嘗て回向院の相撲に銀盃を贈りて大に力士社會の氣風を引立たる先例もありかた／＼世間の好劇家を煩はし是等日新の俳優中に就き誰れか今度歌舞伎座の五月芝居に大に技術を進めて觀客を悦ばしめたる者か各々其見る所に從ひ優の地位如何に拘はらず役割の利不利を問はず唯その腕前の進歩を標準にして投票せられんみとを乞ふ者なり其投票法は時事新報の此社告文を切抜き指定の場所に目指す俳優の名を記して本社へ送付せらるゝみとなり社に於ては本月三十一日までに集まりたる其投票數を計へ最多數の者及び以下二名へ金牌を贈る可し亦是れ梨園奬勵の一助たる可き乎

廿六年五月

時事新報社

投票法

一、投票せんとするものは時事新報の此社告を切取り被選俳優とある下に其俳優の名を記入して本社に郵送するべし

一、投票は一枚に一名限り記入すべし

一、撰ぶべき青年俳優は今度歌舞伎座へ出勤するものに限る

一、投票は來る三十一日を期して一切り直ちに開票し其得點最も多きもの三名に本社より金牌を贈る

被撰俳優

時事新報
士族の末路

日本の士族は廢藩置縣の一擧に其常職を解かれ次て世襲の家祿も公債證書を以てせられ三百年來封建の恩澤に由りて永く享けたる一種の特典は既に全く失ひ盡して唯士族と名くる空しき名稱を存するのみ左れば日本社會に於ける士族の勢力は特典と共に消滅して跡形もなきに至る可きやと云ふ質疑に對して然らずして其特典こそは二十年前に失ひたれども實際の勢力は其後に至りても尚ほ見る可きもののなきに非ず抑も王政維新の一事は士族の首唱に出でゝ士族の手に成りしが故に維新政府の實權も自から其流の有に歸するは勢に於て免る可らず或は其士流の輩が自から政權を執りながら自から自家の特典を廢して恰も士族征伐を爲したるは解す可らざるが如くなれども是れは社會自然の大勢にして彼輩とても知らず／＼の間に其大勢に迫られて遂に至りたるのみ自から是れ社會の一奇觀と云ふ可し兎に角に政權は士族の一流に歸して上流の輩が政府當局の地位を占めて意氣揚々たれば末流末派の徒も幅を利して社會に跋扈するは自然の勢にして官海の一面は申す迄もなく凡そ社會の表面に立て事を執るものは士族の一流ならざるはなく其餘澤の及ぶ所或は短才不肖にして獨立の計に難きものと雖も教員巡査もしくは官廳の雇等それ／＼に職を求めて口を糊するに差支なき有樣にして維新以來常職は解かれ世祿は失ひたれども生活に苦しまざるのみか依然その勢力を維持して相應の體面を保ちたるは今日に至るまでの常態にして即ち日本の士族は政治上表面の身分に其特典を失ふたるにも拘はらず實際の勢力は尚ほ少小ならざりしを見るに足る可し然るに恐る可きは社會の大勢にして其赴く所は何物も之に抵抗するみとを得べからず況んや封建の遺物なる士族の輩に於てをや維新の當初に於ては其大勢の運動も尚ほ緩慢にして士族の流に對しては纔に其特典を剝ぎたるに過ぎず尚ほ社會の表面に跋扈して勢力を逞ふするの餘地を惠みたれども數年來の有樣を見るに大勢の運動は次第に急にして次第に其餘地を蠶食し今日に至りては殆んど孤城落日の觀なきに非ず即ち士族の一流が根據の地と頼みたる官海の一面もしくは之に縁故ある地位も次第に其局面を縮少せられて多數の人を容るゝ能はざるの始末と爲りたるより本來の遺傳教育官途の外に生活の方法を知らざる其輩の周章狼狽は一方ならず恰も轍鮒の水なきに苦しむの情ある折柄更に其勢をしてます／＼急ならしめたるものは外ならず政府にて教育を奬勵したるの結果なり教育の要は本來人民をして獨立の生計を得せしむるに外ならざるに士族政府の方針は自から一種特別にして官立學校を以て恰も官吏の養成所と爲し幾多の青年子弟を精神上に士化せしめたるみそ是非もなき次第なれ左れば其學校の卒業生なるものは取りも直さず第二の士族にして官途の一方に身を寄せんとするものゝみなれば左なきだに局面を縮少せられたる官海の門はます／＼其狹隘を感ぜしめて門外に溢るゝ不平者の數を增すに過ぎざるのみ昨今の情態を聞くに十年の苦學、大學の課程の終りたる所謂學士の輩も僅に十五圓か二十圓の月俸を得るに過ぎず夫れさへも百中の五六にして其地位を得るものは登龍門の榮として他の羨む所なりと云ふ況して不才無學の徒に至りては教員巡査は迚も望む可らず小使門番の地位さへも得る能はずして目下の生活に苦しむもの正に今日の有樣なるが如し即是れ士族の末路にして唯自然の成行に任ずるの外なきが如くなれども社會の大勢は猶ほ大洋の風潮の如し之に逆へば溺れて沒するの患を免れざるのみなれ巧に勢に乘じて之に順ふときは俗に所謂得手に帆を揚ぐるの喩に洩れず一瀉千里の功を收むるも敢て難きに非ず此士族の人が王政維新以來社會の表面に地位を占めたるは勢に乘じたるが爲めにして今日の末路は之に逆ふたるが爲めに外ならず今の社會の大勢は其赴く所甚だ明白にして要は唯空を去り實に就くに在るのみ故に今その身構を一轉して他の赴く所に順へば更に第二の維新を見るも容易なる可し其順逆は則ち運命の決する所なれば我輩は其流の人々が大に勇氣を奮ひ身構を一轉し大勢の赴く所に順て更に新運命を開かんみとを勸告する者なり

官報

○内務省令第八號

米國ニ於テ發行スル桑港新聞第九十號第九十一號ハ治安ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ新聞紙條例第二十一條ニ據リ自今内國ニ於ケル發賣頒布ヲ禁止シ其新聞紙ヲ差押フベシ

明治二十六年五月十一日

内務大臣伯爵井上馨

○警察令第十四號

明治二十五年(五月)警察令第二十一號汽罐及汽機取締規則第六條左ノ通改正ス

明治二十六年五月十一日

警視總監園田安實

第六條 汽罐汽機及工場建物等ノ毀損ニ係リ又ハ烟煤臭氣其他ノ發生物ニ依リ危險若クハ妨害ノ虞アリト認ムルトキハ除害ノ裝置ヲ命シ若クハ其使用ヲ禁止スルコトアルヘシ

警察令第十四號參照

警察令第二十一號汽罐及汽機取締規則(明治二十二年五月二十九日)抄錄

第六條 汽罐汽機等ノ毀損ニ係リ其他危害ノ虞アリト認ムルトキハ其使用ヲ禁止シ檢査證ヲ返納セシムルコトアルヘシ

○警視廳告示第二十四號

左記ノ者明治二十五年一月勅令第十一號豫戒令第一條第三號ニ該當スルモノト認メ豫戒命令ヲ執行シタリ

明治二十六年五月十一日

警視總監園田安實

大分縣 田口 謙一
高知縣 野並 慶定
鳥取縣 後藤儀太郎
茨城縣 平野 勝三
群馬縣 新井 □□
兵庫縣 山田 眞

警視廳告示第二十四號參照

勅令第十一號豫戒令(明治二十五年一月二十八日)抄錄

第一條 警視總監北海道廳長官府縣知事ハ□□□□□□□□□□□□爲メ左ノ事項ニ該當スル者ト認ムルトキハ豫戒命令ヲ爲スコトヲ得

三 公私ヲ問ハス他人ノ業務行爲ニ干渉シテ其自由ヲ妨害シ又ハ妨害セントシタル者

雜報

○親政詔勅發表顛末 去月十四日塞爾維王は攝政官及內閣大臣等を罷黜し親政の詔勅を發表し同國の政務も茲に其面目を一變したり今去月十九日の紐育(ニユーヨーク)□□□□□□に掲載せたる同月十四日ベルグレード發電報により其顛末を録する左の如し

昨夜(三月十三日)塞爾維王が試驗及第の祝賀として離宮[?]に於てリスチチ、ベリマルコーウヰチ等の攝政官を首とし內閣大臣及其他の人々に宴を賜へり是より先政府の施政其宜しきを得ずして時勢日々に益々非なるに至れるを以て王は攝政官等を廢し親ら大政を執らんとの志あり乃ち宴を賜へる間に兵員警察官等を遣し大臣の邸宅を取め諸官衙に據守せしめられしも人々毫も心附かずして陪食し居りたるに少選にして王は起ちて攝政官は皆な左の詔諭を賜へり

攝政官リスチチは王の
するを以て之に應ずる
くや王は直に寡席を去
及び內閣大臣等の財職
ども肯て旨を奉せざり
宮を去り新王宮に赴か
夫々番兵を添へて歸邸
本日親政の詔勅を發表
來憲法は萬知せられ國
亦其勢力を失へる傾向
せんみとを要するや大權
たるを以て親ら大權を
は塞爾維の憲法を是よ
云々と然れども實際王
に達せらるゝには尚ほ
是に於て攝政官を罷し
內閣の組織ありドーキチ
侍講にして急進主義を
る內閣大臣等は內閣總理
ーウヰチ、陸軍大臣將官
臣ストヤノーウヰチ、工
大臣ポポーウヰチ、內務
エリチコーウヰチ及農務
チにして孰も自由黨員
王は又國會を解散する
執行の令狀を送付せし
日に執行せらるべし
午前十一時に王は文武の
れしが其際兵營にて祝砲
は讚美歌を唱へり又市內
し夜に入りては各處に

○刺客西澤の公判

被害せんとしたる西澤忠
家宅侵入罪に問はれ重禁
とし長崎控訴院に控訴せ
日いよ／＼公判宣告ありて
んとしたるも未だ知事の居
知事の身體に危害を及ぼし
所爲に止りて未遂犯の區域
拒絶するにも拘はらず同人
劍(へ振刀)にて家宅內に
害するものなりとて原裁判
るよし

○汽車中の珍談 奇

立てたるペンキの色、內
し汽車の上等室にて乘込
賤しからず見ゆるものの
横濱へ直行の列車中、上等
も乘り込み居り洋服出立
ども打寄り遊びに上等の客
み行きけるが其夜も明けて
頃なりけん昨日より乘込居
り賤しからず輸云ひ恰好大
何思ひけん突然帶を解き衣
を現はすにぞ車中の人々
を注け居るに赤帽々の商人
ン取出して之を穿き直衣
の紳士となりぬ茲に始めて
きとは知られたれど皆に見
での叱責は申すも愚か乘合
も增して身を飾らるゝ思ひ
だ我國に新しくて樣子に慣
ぬを趣意でせる西洋風の